

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 適用範囲

第三条 一般的定義

第四条 透明性

第五条 秘密の情報

第六条 租税

第七条 他の協定との関係

第八条 特恵的な協定

第九条 環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進

第十条 実施取極

第二章 物品の貿易

第十一条 定義

第十二条 適用範囲

第十三条 物品の分類

第十四条 内国民待遇

第十五条 輸入関税

第十六条 輸出関税

第十七条 関税上の評価

第十八条 輸入及び輸出の制限

第十九条 輸出補助金

第二十条 二国間セーフガード措置

第二十一条 国際収支の擁護のための制限

第二十二条 一般的例外及び安全保障のための例外

第二十三条 原産地規則

第二十四条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第二十五条 一般的な見直し

第三章 税関手続及び貿易円滑化

第二十六条 適用範囲

第二十七条 定義

第二十八条 透明性

第二十九条 通関

第三十条 一時輸入及び通過物品

第三十一条 協力及び情報の交換

第三十二条 原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

第四章 衛生植物検疫措置

第三十三条 適用範囲

第三十四条 権利及び義務

第三十五条 衛生植物検疫措置に関する協議

第三十六条 第十四章の規定の不適用

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第三十七条 適用範囲

第三十八条 協力

第三十九条 照会所

第四十条 適合性評価手続の結果の受入れ

第四十一条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第四十二条 第十四章の規定の不適用

第六章 サービスの貿易

第四十三条 適用範囲

第四十四条 定義

第四十五条 最恵国待遇

第四十六条 市場アクセス

第四十七条 内国民待遇

第四十八条 国内規制

第四十九条 承認

第五十条 自然人の移動

第五十一条 独占及び排他的なサービス提供者

第五十二条 商慣習

第五十三条 支払及び資金の移転

第五十四条 国際収支の擁護のための制限

第五十五条 一般的例外

第五十六条 安全保障のための例外

第五十七条 留保に係る表

第五十八条 留保に係る表の修正

第五十九条 透明性

第六十条 見直し

第六十一条 附属書

第七章 自然人の移動

第六十二条 適用範囲

第六十三条 一般原則

第六十四条 定義

第六十五条 入国及び一時的な滞在の許可

第六十六条 情報の提供

第六十七条 迅速な申請手続

第六十八条 出入国管理に関する法令に基づく措置

第六十九条 一般的例外及び安全保障のための例外

第八章 電子商取引

第七十条 適用範囲

第七十一条 一般規定

第七十二条 定義

第七十三条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

第七十四条 サービスの無差別待遇

第七十五条 市場アクセス

第七十六条 関税

第七十七条 国内規制

第七十八条 電子署名及び認証サービス

第七十九条 貿易実務に係る文書の電子化

第八十条 オンラインの消費者の保護

第八十一条 民間部門の参加

第八十二条 協力

第八十三条 例外

第九章 投資

第八十四条 適用範囲

第八十五条 定義

第八十六条 一般的な待遇及び保護

第八十七条 内国民待遇

第八十八条 最恵国待遇

第八十九条 資金の移転

第九十条 留保

第九十一条 収用及び補償

第九十二条 争乱の際の待遇

第九十三条 代位

第九十四条 投資家と締約国との間の投資紛争の解決

第九十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

第九十六条 特定措置の履行要求の禁止

第九十七条 一時的なセーフガード措置

第九十八条 信用秩序の維持のための措置

第九十九条 特別な手続

第一百条 租税に係る課税措置

第一百一条 健康、安全及び環境に関する措置

第一百二条 見直し

第十章 競争

第三百三条 反競争的行為に対する措置

第三百四条 反競争的行為に対する取組に関する協力

第三百五条 協議

第三百六条 第五条1及び第十四章の規定の不適用

第十一章 知的財産

第三百七条 一般規定

第三百八条 内国民待遇

第三百九条 最恵国待遇

第三百十條 手続事項の効率性の向上

第三百十一条 知的財産権の取得

第三百十二条 透明性

第三百十三条 知的財産の保護についての啓発の促進

第三百十四条 著作権及び関連する権利

- 第百十五条 商標
- 第百十六条 意匠
- 第百十七条 特許
- 第百十八条 植物の新品種
- 第百十九条 地理的表示及び関連する表示
- 第百二十条 不正競争
- 第百二十一条 販売承認手続における試験データの取扱い
- 第百二十二条 権利行使に関する一般規定
- 第百二十三条 国境措置に係る権利行使
- 第百二十四条 民事上の救済に係る権利行使
- 第百二十五条 刑事上の制裁に係る権利行使
- 第百二十六条 インターネット・サービス・プロバイダ
- 第百二十七条 協力

第二百二十八条 知的財産に関する小委員会

第二百二十九条 安全保障のための例外

第十二章 政府調達

第三百十条 現行の権利及び義務

第三百十一条 照会所

第三百十二条 追加的な交渉

第十三章 経済関係の緊密化

第三百十三条 基本原則

第三百十四条 経済関係の緊密化に関する小委員会

第三百十五条 連絡部局

第三百十六条 次章の規定の不適用

第十四章 紛争解決

第三百十七条 一般規定

第三百三十八条 適用範囲

第三百三十九条 協議

第三百四十条 あつせん、調停又は仲介

第三百四十一条 仲裁裁判所の設置

第三百四十二条 仲裁裁判所の任務

第三百四十三条 仲裁裁判手続

第三百四十四条 仲裁裁判手続の停止又は終了

第三百四十五条 裁定の実施

第三百四十六条 費用

第三百四十七条 その他の規定

第十五章 協定の運営

第三百四十八条 合同委員会

第三百四十九条 両締約国間の連絡

第十六章 最終規定

第一百五十条 目次及び見出し

第一百五十一条 附属書及び注釈

第一百五十二条 改正

第一百五十三条 効力発生

第一百五十四条 終了

附属書一（第二章関係） 第十五条に関する表

附属書二（第二章関係） 原産地規則

附属書三（第六章関係） 留保に係る表

附属書四（第六章関係） サービスの国内規制に関する規律

附属書五（第六章関係） サービス提供者の資格の承認

附属書六（第六章関係） 金融サービス

附属書七（第六章関係） 電気通信サービス

附属書八（第七章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

附属書九（第九章関係） 留保に係る表

附属書十（第十一章関係） 地理的表示

前文

日本国及びスイス連邦（以下「スイス」といい、日本国及びスイスを「両締約国」という。）は、国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、また、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

国際法上の義務（国際連合憲章に規定されるものを含む。）及び世界人権宣言の原則に従った、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての両締約国の約束を再確認し、

両締約国間の二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められるであろうことを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすであろうことを確信し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

貿易に対する不必要な障害をもたらすことなく国際貿易の安全を確保すること及びその分野における両締約国間の協力を更に深めることの重要性を認識し、

この協定を実施するに当たり、環境を保全し、及び保護するよう努め、持続可能な開発の目的に従って天然資源を最も適当な形で利用することを促進し、並びに気候変動の課題に十分に対処することを決意し、

この協定が様々な経済分野における両締約国間の協力の更なる活性化の基礎を築くことを信じ、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (c) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- (d) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。
- (e) 両締約国の供給者が両締約国における政府調達に参加する機会を増大させること。
- (f) この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、適用可能な限り、両締約国の領域に適用する。

第三条 一般的定義

この協定の適用上、

- (a) 締約国の「区域」とは、
- (i) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であつて、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。
- (ii) スイスについては、スイスの領域をいう。
- (b) 締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、千九百二十三年三月二十九日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。
- (c) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- (d) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定められる商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、実施されるものをいう。

(f) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条 透視性

1 各締約国は、一般に適用される自国の法令、行政上の手続、司法上の決定及び行政上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の運用に關連し、又は影響を及ぼすものを、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、公衆からの要請があつた場合には、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が入手できるよう確保するために最善の努力

を払う。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、適当な期間を置くよう努める。

第五条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものの提供を要求するものではない。

2 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

3 2の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

第六条 租税

1 次の規定は、租税に係る課税措置に関連を有する。

(a) 第十四条の規定。さらに、他の規定であつて、同条の規定を千九百九十四年のガット第三条の規定と同じ程度に実施するために必要なもの

(b) 第六章の規定

(c) 第九章の規定（第百条に規定するものに限る。）

(d) 第十一章の規定

(e) 第十二章の規定

2 この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する協定に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。ただし、第六章、第九章及び第十一章の規定の適用を妨げない。この協定と二重課税の回避に関する協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該二重課税の回避に関

する協定が優先する。

3 一方の締約国が、他方の締約国によって適用される租税に係る課税措置が1に規定する規定以外の規定の実施に悪影響を及ぼすと認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、第十四章に規定する紛争解決手続を利用することなく相互に満足すべき解決を得るために協議する。

第七条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第八条 特恵的な協定

1 この協定は、この協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、関税同盟、自由貿易地域及び国境貿易のための取決めその他の特恵的な協定の維持又は設定を妨げるものではない。

2 一方の締約国は、第三国との間で関税同盟を設定する場合には、その旨を他方の締約国に通報する。両締約国は、当該他方の締約国の要請に基づき、当該関税同盟がこの協定の実施に対して及ぼすおそれのある影響について検討するために協議する。

第九条 環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進

1 両締約国は、環境保護及び開発に関する目標（例えば、衛生の改善、汚染の防止、再生可能なエネルギーの持続的な促進及び気候変動に関連する目標）の達成に寄与する技術及び製品の取得を容易にするため、環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する。

2 両締約国は、1に規定する目的を追求するに当たり達成された進展についての見直しを、定期的に合同委員会において行う。

第十条 実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第二章 物品の貿易

第十一条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「輸出関税」とは、製品の輸出に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であつて、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるものを含まない。

(c) 「輸入関税」とは、製品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 締約国の関税地域の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千

九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定
附属書一 A 補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関
税

(iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であつて、千九百九十四年のガット第八条の
規定に適合して課されるもの

(d) 「物品の課税価額」とは、従価による輸入関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(e) 「国内産業」とは、締約国の関税地域内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全
体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該関税地域内の総生産高の相当な
部分を占めている生産者をいう。

(f) 「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定（以下「農業協定」とい
う。）第九條 1 (a) から (f) までに掲げる輸出補助金をいう。

(g) 「原産品」とは、附属書二の規定に従つて原産品とされる産品をいう。

(h) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

- (i) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十二条 適用範囲

この章の規定は、統一システムのいずれかの類の物品であつて、両締約国の関税地域間で取引されるものについて、この章に規定するところにより、適用する。

第十三条 物品の分類

両締約国の関税地域間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十四条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととする。

第十五条 輸入関税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国

の原産品であつて、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従つて、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従つて適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であつて、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従つて適用される税率より輸入関税を引き上げてはならない。

第十六条 輸出関税

いずれの一方の締約国も、自国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、いかなる輸出関税も新設し、又は維持してはならない。

第十七条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する

協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第十八条 輸入及び輸出の制限

一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品の輸入について又は他方の締約国の関税地域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定その他の世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、自国の関税地域において新設し、又は維持しないことを確保する。

第十九条 輸出補助金

附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いずれの締約国の関税地域においても、いかなる輸出補助金も新設され、又は維持されてはならない。

第二十条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第十五条の規定に従つて他方の締約国の原産品の輸入関税を撤廃し、又は引き下げた

結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか自国の関税地域内の生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国の関税地域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) 輸入関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する他方の締約国の原産品について、輸入関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 1に規定する他方の締約国の原産品について、次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで輸入関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3 締約国は、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。当該調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

5 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する4に規定する調査を開始する場合

(ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、当該通報において、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該通報には、次の事項を含める。

(i) (a)(i)の場合については、調査の開始の理由に加えて、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当

該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) (a) (ii) の場合については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c) 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、4に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び6に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、三年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、そ

の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品については、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における輸入関税の税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

6 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される輸入関税の増大分と実質的に等価値の対応を輸入関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が5(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この章に基づく輸入関税に

関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

7 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8 各締約国は、二国間セーフガード措置をとるに当たり、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続に従う。

9 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が当該一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2 (a) 又は (b) に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) (a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、4に定める関連する要件が満たされるものとする。当該暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、5(d)に規定する期間に算入される。

(d) 5(f)、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。当該暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された輸入関税は、その後行われる4に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10 5(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他のこの条の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語で行う。

11 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直

しを行う。

12 この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

第二十一条 国際収支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件及び手続に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十二條 一般的例外及び安全保障のための例外

千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、この章の規定の適用上、これらの規定を適用する。

第二十三条 原産地規則

原産地規則に関する規定については、附属書二で定める。

第二十四条 物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条 一般的な見直し

両締約国は、この章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行う。両締約国は、その見直しの結果合意する場合には、この章の規定及び附属書一の両締約国の表に基づく市場アクセスの改善の可能性についての交渉を開始することができる。

第三章 税関手続及び貿易円滑化

第二十六条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国の関税地域間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、それぞれ自国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第二十七条 定義

- 1 この章の規定の適用上、
 - (a) 「ATA条約」とは、千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約をいう。
 - (b) 「税関当局」とは、附属書二の第一条(c)に定義する税関当局をいう。
 - (c) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局がその権限の範囲内で運用し、及び執行する法令であつて、関税、課徴金その他の税に関するもの及び禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第二十八条 透明性

- 1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者につ

いても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考え他の適切な情報も併せて提供する。

第二十九条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、両締約国の関税地域間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a) 情報通信技術を利用すること。

- (b) 税関手続を簡素化すること。
- (c) 関税協力理事会の主権の下で採択される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。
- (d) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。
 - (i) 自国の他の国内当局
 - (ii) 自国の貿易関係者
 - (iii) 第三国の税関当局
- 3 各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関連する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査のための手段であつて、容易に利用可能なものを提供する。
 - 第三十条 一時輸入及び通過物品
- 1 各締約国は、ATA条約に従い、両締約国の関税地域間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。
- 2 各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国の関税地域からの通過物品

又は他方の締約国の関税地域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の関税地域において、物品の一時輸入のための通関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）の使用及び通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税地域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第三十一条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2 第五条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

3 この条の規定に基づく協力及び情報の交換（秘密の情報の交換を含む。）を実施するための詳細及び手

続については、実施取極第二章で定める。

第三十二条 原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、附属書一の第三十条に従って設置される原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会は、同条に規定する任務を遂行する。

第四章 衛生植物検疫措置

第三十三条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であつて、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第三十四条 権利及び義務

衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十五条 衛生植物検疫措置に関する協議

1 両締約国は、相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、両締約国が合意する時期及び場所において、科学に立脚した協議を行う。

2 1に規定する協議は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員の間で行う。

第三十六条 第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第三十七条 適用範囲

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2 この章の規定は、あらゆる産品（その原産地を問わない。）に関する強制規格、任意規格及び適合性評

評価手続について適用する。

3 この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

4 この章に規定する場合を除くほか、貿易の技術的障害に関する協定は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十八条 協力

1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらさないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を強化する。当該協力の強化の結果により適当な場合には、分野別の取決めを行う。

2 1の規定に基づく協力には、次の事項を含めることができる。

(a) 両締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報（国際規格と両締約国の強制規格の調和に関する情報を含む。）の交換を行うこと。

(b) 適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に共同で貢献すること。

(c) 強制規格及び適合性評価手続の基礎として国際規格の役割を強化すること。特に、関連する国際規格に基づいて、適合性評価機関の認定及び適合性評価手続の結果の受入れを促進すること。

第三十九条 照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からのすべての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考え、その他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第四十条 適合性評価手続の結果の受入れ

1 一方の締約国は、特定の産品に関して強制規格に適合していることについての明確な保証が必要とされる場合には、他方の締約国から輸入される当該産品の供給者に対し、適合性評価手続への無差別の原則に基づきアクセスを与えることを確保する。

2 一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。適合性評価手続の結果の受入れに関し、適合性評価機関に対する認定が国際標準化機関によって作成される関連する基準又は指針に従って行われる場合には、十分な技術的知見に基づくものであるとの推定が確立される（反証が許される）ものとする。

3 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 6.1.1 及び 6.1.2 に規定する事項に関し、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認める。当該協議については、次条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会において行う。

4 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合において適当なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れていない理由について説明する。

第四十一条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定に基づく協力を調整し、及び円滑にすること。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (c) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
- (e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (f) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。これらの代表者はすべて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するも

のとする。小委員会は、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四十二条 第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章 サービスの貿易

第四十三条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置であつて、中央、地域又は地方の政府及び機関がとり、並びに非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつてとるものについて適用する。この章の規定は、すべてのサービス分野について適用する。

2 この章の規定は、航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(a) 航空機の修理及び保守のサービス

- (b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (c) コンピュータ予約システム（CRS）のサービス

3 第四十五条から第四十七条までの規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件については、適用しない。

第四十四条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

- (ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持
- (c) 「コンピュータ予約システム（CRS）」のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。
- (d) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によつて生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。
- (e) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。
- (f) (i) 法人が締約国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
(ii) 法人が締約国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は

当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) (A) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、いずれかの締約国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの

(B) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、世界貿易機関のいずれかの加盟国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの。ただし、当該法人が、当該締約国の自然人又は(A)に規定するすべての条件を満たす法人によって所有又は支配されている場合に限り。

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 当該締約国の自然人

- (B) (i)に規定する当該締約国の法人
- (h) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。
- (i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置
- (ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
- (iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
- (j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
- (k) 「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。
- (i) 日本国については、日本国の国民であること。

- (ii) スイスについては、
 - (A) スイスの国民であること。
 - (B) スイスに居住する永住者であること。
- (1) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。
- (m) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。
- (n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
- (p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
 - (i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他

方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈 法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点到及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

- (t) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。
- (i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
- (ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
- (iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
- (iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内において締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
- (u) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又はその不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第四十五条 最恵国待遇

1 サービス貿易一般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、かつ、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2 この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

3 1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

4 一方の締約国が3に規定する種類の協定を締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対して遅滞なく通報するとともに、当該他方の締約国に対し、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについて交渉す

る。

第四十六条 市場アクセス

1 一方の締約国は、第四十四条(t)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第五十七条に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与える。

注釈 締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、国境を越える資本の移動が第四十四条(t)(i)に規定する提供の態様によって提供されるサービスの重要な部分である場合には、当該資本の移動を認めることを約束したこととする。

締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、第四十四条(t)(iii)に規定する提供の態様によってサービスが提供される場合には、自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第四十七条 内国民待遇

1 第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国の

サービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認めらる。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定に基づく紛争解決手続において、この条の規定を援用することができない。

第四十八条 国内規制

1 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であつてサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

4 (a) 各締約国は、次の態様により免許要件、免許の手續、資格要件、資格の審査に係る手續及び技術上の基準を適用する。

- (i) 客観的かつ透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づく態様
- (ii) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならない態様
- (iii) 免許の手續並びに技術上の基準及び資格要件に関連する確認のための手續については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b) 締約国が(a)の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際規格を考慮する。

注釈 「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

5 1から4までの規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。

注釈 この5の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の約束表に特定された関連するサービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野をいう。

6 一方の締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であつて、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

7 両締約国は、適当な場合には、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉において合意される規律をこの章の規定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で見直しを行う。

第四十九条 承認

1 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求める当該他方の締約国の要請に対して妥当な考慮を払う。そのような承認は、当該他方の締約国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うこと

ができる。

2 一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。

一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

3 締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第五十条 自然人の移動

1 この条の規定は、サービスの提供に関し、締約国のサービス提供者である自然人及び締約国のサービス

提供者が雇用する締約国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 一方の締約国の特定の約束であつて、サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものについては、附属書八に定める。附属書八の規定の対象となる自然人については、この章に規定する条件に従つてサービスを提供することを認める。

4 この章の規定の適用上、第六十二条3の規定を準用する。

第五十一条 独占及び排他的なサービス提供者

1 締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第四十五条から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たり、直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において第

四十六条及び第四十七条の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

- 3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第五十二条 商慣習

- 1 両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

- 2 第十章の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することによって協力する。要請を受けた締約国は、また、自国の国内法に従い、かつ、要請をした締約国による情報の秘密の保護に関して適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要

請をした締約国に提供する。

第五十三条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引及び資本取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第五十四条 国際収支の擁護のための制限

1 両締約国は、国際収支の擁護のための制限を課することを避けるよう努める。

2 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

3 一方の締約国が課し、又は維持する2に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d) 2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e) 一時的なものであり、2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

4 締約国は、2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

5 2の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第五十五条 一般的例外

この章のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない当該一方の締約国の法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の

保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第四十七条の規定に合致しない措置

注釈 直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該一方の締約国の区域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該一方の締約国の区域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv) 当該一方の締約国の区域内の源泉に基づき、他方の締約国の区域内で、又は他方の締約国の区域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、

当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる当該一方の締約国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が当該一方の締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第四十五条の規定に合致しない措置

第五十六条 安全保障のための例外

この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第五十七条 留保に係る表

1 第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、附属書三に定める。

2 附属書三に定める締約国の留保に係る表は、次の事項を規定する。

(a) 当該締約国が維持し、いつでも更新し、又は第四十五条から第四十七条までの規定との適合性の水準を低下させることなく修正することができる現行の措置

(b) 当該締約国が採用し、維持し、又は修正することができる措置

第五十八条 留保に係る表の修正

1 一方の締約国は、附属書三に定める自国の留保に係る表を修正するとの意図を他方の締約国に通報する。当該他方の締約国が当該通報を受領した後三十日以内に書面による要請を行う場合には、両締約国は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するため、必要な補償的調整について協議する。協議の要請を受領された後六十日以内に両締約国が補償について合意に達しない場合には、通報を受領した締約国は、その問題を第四百四十一条3から7までに規定する手続と同一の手続に従って設置される仲裁裁判所による裁定に付託することができる。そのような仲裁裁判所は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するための方法について自らの所見を提出する。第四百四十三条の規定は、そのような仲裁裁判所の手続について準用する。

2 協議が要請されない場合又は1の規定に基づく通報を行った締約国が両締約国間で合意した若しくは仲

裁の結果に従った補償的調整を行った場合には、その修正は、第百五十二条に規定する手続に従って附属書三に組み入れられる。

3 一方の締約国が附属書三に定める自国の留保に係る表について修正の意図を有している場合において、当該修正と同じ修正に関し、当該一方の締約国が、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に基づき「影響を受ける加盟国」である他方の締約国の利益のために補償的調整を行ったときは、両締約国は、その補償的調整において合意した結論と同じものによって1に規定する補償について合意に達したものとみなす。

第五十九条 透明性

1 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってこの章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか、遅くとも当該措置が効力を生ずる時まで公表する。サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす国際協定であって、締約国が締結しているものについても公表する。

2 1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なもの

とする。

第六十条 見直し

1 両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、両締約国は、少なくとも二年に一回、又は合意する場合にはより頻繁に、附属書三に定める両締約国の留保に係る表についての見直しを行う。最初の見直しは、この協定の効力発生の後二年以内に行う。

2 一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動のいずれかをこの協定の効力発生後に自主的に更に自由化する場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み入れるよう求める他方の締約国の要請を検討する。

第六十一条 附属書

附属書三から附属書七までは、この章の不可分の一部を成す。

第七章 自然人の移動

第六十二条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国し、及び一時的に滞在するもの

の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書八に定める特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書八に定める特定の約束の条件の下の利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第六十三条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の移動を互惠主義に基づいて促進し、並びに

自然人の移動のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2 各締約国は、1の規定に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第六十四条 定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

- (a) 日本国については、日本国の国民であること。
- (b) スイスについては、
 - (i) スイスの国民であること。
 - (ii) スイスの区域内においてサービス提供者である永住者であること。

第六十五条 入国及び一時的な滞在の許可

1 一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書八に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2 一方の締約国は、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第六十六条 情報の提供

1 各締約国は、附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報（自国への入国、自国における一時的な滞在及び自国における就労に関し、これらの許可を得るに当たって効果的な申請を行うために必要な情報を含む。）を公に利用可能なものとする。そのような情報は常に最新のものとする。

2 1に規定する情報には、特に次の事項に関する説明を含める。

(a) 日本国については、附属書八に定める日本国の特定の約束の対象となるスイスの自然人に対する許可であって、日本国への入国、日本国における一時的な滞在及び日本国における就労に関するものに関連するすべての在留資格についての次の事項

(i) 査証及び在留資格認定証明書

- (ii) 査証及び在留資格認定証明書の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）
- (iii) 在留期間の更新の申請及び許可に係る要件及び手続
- (b) スイスについては、附属書八に定めるスイスの特定の約束の対象となる日本国の自然人に対する許可であつて、スイスへの入国、スイスにおける一時的な滞在及びスイスにおける就労についての次の事項
 - (i) 査証及び就労許可のすべての分類
 - (ii) 査証及び就労許可の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）
 - (iii) 一時的な滞在及び就労許可の更新の申請及び許可に係る要件及び手続
- 3 一方の締約国は、2に規定する情報を入手することができる関連する出版物又はウェブサイトの詳細を他方の締約国に提供する。
- 4 一方の締約国にとって1の規定を実施することが不可能であると判明する場合には、当該一方の締約国は、2に規定する情報及び当該情報のその後の変更を直接他方の締約国に提供する。さらに、当該一方の

締約国は、当該他方の締約国の者が2に規定する情報を得ることができない自国の当局の連絡先の詳細を明示する。

5 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定に基づく当該他方の締約国の自然人に対する自国への入国の許可及び自国における一時的な滞在の許可に関する統計資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第六十七条 迅速な申請手続

1 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関し、これらの申請（その更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2 締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3 締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、その申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

4 締約国の権限のある当局は、入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知するよう努める。その通知には、在留期間その他の条件を含める。

第六十八条 出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第十四章及び第十六章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第六十九条 一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第八章 電子商取引

第七十条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引（物品及びサービスに関するものを含む。）に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

第七十一条 一般規定

1 両締約国は、なかならず物品及びサービスの貿易において増加している電子商取引の利用によって、特に事業及び消費者に対して経済的な成長及び機会がもたらされることを認識する。両締約国は、電子商取引の利用及び発展に対する障害を回避する重要性並びに電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成する必要性を認識する。

2 両締約国は、サービスの貿易に関連するいかなる規定も、サービスを提供するための技術的手段が異なるとの理由により、異なる適用をされないという意味における技術的中立性の原則を認識する。

3 この章の規定と第二章、第六章、次章又は第十一章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

4 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 政府調達
- (b) 世界貿易機関設立協定附属書一 A 補助金及び相殺措置に関する協定に定義する補助金
- (c) 租税に係る課税措置

第七十二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「デジタル・プロダクト」とは、例えばコンピューター・プログラム、文字列、設計図、図案、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。

注釈1 この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトには、キャリアメディアに固定されるものは含まない。キャリアメディアに固定されるデジタル・プロダクトについては、第二章の規定に従う。

注釈2 この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトとは、商業的販売又は流通のために生産されるものをいう。

(b) 「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c) 「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

- (i) 当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること
 - (ii) 当該情報が改変されていないことを確認する措置であること
 - (d) 「電子的な取引の当事者」とは、ある電子的な取引又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信に参与する一方の締約国の少なくとも一人の当事者及び他方の締約国の少なくとも一人の当事者の全員をいう。
 - (e) 「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行又は管理する様式であつて、次のいずれかのものをいう。
 - (i) 製品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるもの
 - (ii) サービスの貿易に関連して、サービス提供者により作成される必要があるもの
- 注釈 この章の規定の適用上、「サービスの貿易」は、第四十四条(t)に定義する「サービスの貿易」と同一の意味を有するものとする。
- (f) 「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて移転されることをいう。

第七十三条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 一方の締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次の規定に従う。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

(a) 当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用してはならない。一方の締約国が、他方の締約国によってこの協定の効力発生の前にそのような性格の措置が採用され、かつ、当該効力発生の際においても当該措置が維持されていることを特定する場合には、当該他方の締約国は、当該措置を撤廃するよう努める。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。

2 一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そのような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

4 両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。

第七十四条 サービスの無差別待遇

各締約国は、電子商取引を規律する自国の措置が、電子的に送信されるサービスの提供について、他の手段により提供される同種のサービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する。

第七十五条 市場アクセス

各締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、電子商取引を不当に禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

第七十六条 関税

1 両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持する重要性を認識しつつ、当該慣行をこの協定に組み入れることを検討することを目的として、当該慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

2 1の規定に関連して、両締約国は、電子的な送信に関税を賦課しないという自国の現在の慣行であつて、二千五年十二月の香港閣僚宣言第四十六項に基づくものを確認する。

第七十七条 国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める。

第七十八条 電子署名及び認証サービス

1 いずれの締約国も、電子署名に関して次の法令を採用し、又は維持してはならない。

(a) 電子的な取引の当事者が、当該取引のための、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する法令

- (b) 電子的な取引の当事者に対し、当該取引において、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信において、電子署名に関する法的な要件が満たされていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる法令
- (c) 電子的な取引の当事者が、当該取引に関する紛争を付託する裁判所を選択することを妨げる法令
- 2 1の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次に掲げる要件を満たすことを条件とする。
 - (a) その要求が、正当な政策目的に資するものであること。
 - (b) その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。
- 3 この条の規定は、各締約国の国内法令の下で電子的に行うことが認められていない取引については、又は当該取引に重要な関連を有する通信については、適用しない。
- 4 一方の締約国は、認証サービスの提供者が他方の締約国の法令の下で既に認定又は承認を得ているとき

は、自国の電子署名及び認証サービスに関する法令に従って、当該提供者についての認定又は承認の手続を容易にするよう努める。

第七十九条 貿易実務に係る文書の電子化

1 各締約国は、貿易実務に係る文書のすべてについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2 各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3 両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第八十条 オンラインの消費者の保護

1 両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であって、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2 両締約国は、消費者の保護を促進するため、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引に関

連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間において協力が行われることが重要であることを認識する。

3 両締約国は、次に掲げる事項の重要性を認識する。

(a) それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持すること。

(b) 当該措置を策定するに当たり、国際的な基準を考慮すること。

第八十一条 民間部門の参加

1 各締約国は、両締約国間の二国間貿易を促進するため、電子商取引を規律する規制の枠組みにより、産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよう努める。

2 各締約国は、電子商取引を支援するため、民間部門により、自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第八十二条 協力

1 両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引の利用に当たり、特に中小企業が直面する障害に

ついて、両締約国は、これを特定し、及び克服するために協力する。

2 両締約国は、電子商取引の分野における情報及び経験（関連する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であつて、特に次に掲げる事項に関連するものを共有するよう努める。

- (a) 個人データに関するプライバシー
- (b) インターネットを通じて受信者の同意なしに送信される商業的メッセージ（電子メールを含む。）の防止

(c) 電子商取引に対する消費者の信頼

(d) サイバー上の安全確保

(e) 知的財産

(f) 電子政府

(g) 公衆の道徳、特に若い世代のための倫理

3 各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

4 両締約国は、適当な場合には、関係する国際機関及び国際的な場において電子商取引のための国際的な枠組みの発展に寄与するために協力する。

第八十三条 例外

この章の規定の適用上、第二十二条、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第九章 投資

第八十四条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものについて適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用すると了解される。

3 サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関して、この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、同章の規定が優先する。

第八十五条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれかが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、組合、個人企業、会社、合併企業及び団体を含む。）をいう。
- (b) 「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨をいう。
- (c) 「投資財産」とは、すべての種類の資産をいい、特に次のものをいう。
 - (i) 企業及び企業の支店
 - (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
 - (iii) 債権、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
 - (iv) 金銭債権並びに企業に関連し、及び経済的価値を有する給付の請求権
 - (v) 無体の資産（例えば、知的財産権及びのれん）

- (vi) 法律又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の養殖、探査、採取及び採掘のための権利を含む。）
- (vii) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (viii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- (d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、清算及び売却その他の処分をいう。
- (e) 「投資された投資財産」とは、一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において既に設立し、取得し、及び拡張した投資財産をいう。
- (f) 「締約国の投資家の投資財産」とは、当該締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されている投資財産をいう。
- (g) 「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資財産に投資を行っ

ている過程にあるか、又は既に行つたものををいう。

(i) 当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人

(A) 日本国については、日本国の国民であること。

(B) スイスについては、

(aa) スイスの国民であること。

(bb) 永住する権利を有する者

(ii) 当該締約国の関係の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であつて、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(h) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

第八十六条 一般的な待遇及び保護

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。いずれの締約国も、不当又は恣意的な措置により、当該投資財産の経営、管理、運営、維

持、使用、享有、清算及び売却その他の処分を阻害してはならない。

2 一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関する書面による義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

第八十七条 内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十八条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する待遇には、他の国際協定における一方の締約国と第三国との間の投資紛争の解決に関する規定によって当該第三国の投資家及びその投資財産に与えられる待遇を含まないことが了解される。

3 一方の締約国が投資の実質的な自由化を規定する自由貿易協定、関税同盟のための協定その他類似の協

定を締結し、又は改正することによって第三国の投資家及びその投資財産に対し有利な待遇を与える場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、当該待遇を与える義務を負うものではない。当該一方の締約国が与える当該待遇は、遅滞なく当該他方の締約国に通報するものとし、また、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があつた場合には、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについての交渉を開始する。

第八十九条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、配当、資本利得、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入

- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (e) 投資財産に関連して、当該一方の締約国外において雇用している従業員の得た収入その他の報酬
 - (f) 第九十一条及び第九十二条の規定に従って行われる支払
 - (g) 第九十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由交換可能通貨により行われることを確保する。資金の移転については、移転の日の市場における為替相場で行うことができるものとしなければならない。
- 3 1及び2の規定は、締約国が次の事項に関連する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用することを害するものではないと了解される。
- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪及び犯罪収益の回収
 - (d) 通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 訴訟手続又は裁決手続における判決又は命令の履行の確保

第九十条 留保

1 第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、次の措置がこれらの規定に適合しない限りにおいて適用しない。

(a) 締約国が維持し、継続し、又はいつでも更新するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書九の付録一の第一節又は付録二の第一節の自国の留保に係る表に記載するもの

(b) (a)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該措置とこれらの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

(c) 附属書九の付録一の第二節又は付録二の第二節の自国の留保に係る表の規定に従つて締約国が採用し、又は維持する措置

2 一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は1(c)に規定する措置を採用する場合には、他方の締約国に対しその旨を通報し、及びその改正若しくは修正若しくは採用の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、詳細な情報を他方の締約国に提供

する。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九に定める自国の留保に係る表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生ずる時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 両締約国は、附属書九に定める両締約国の留保に係る表に規定する留保の適用範囲を削減し、又は当該留保を撤廃するため、第二百二条に規定する見直しの一環として、当該両締約国の留保に係る表についての見直しを行うことを約束する。

5 一方の締約国は、他方の締約国の要請により、又は一方的に、当該他方の締約国への書面による通報によつて附属書九に定める自国の留保の全部又は一部をいつでも撤廃することができる。

6 第八十七条及び第八十八条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するい

かなる措置についても、適用しない。

第九十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の利益を目的とするものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 正当な法の手続に従ってとられるものであること。
 - (d) 2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- 2 補償の額は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までの期間を考慮した利子であつ

て、市場において決定される商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び自己の投資財産の評価に関し、収用を行う締約国の法律及びこの条に定める原則に従って、当該締約国の裁判所その他の独立した当局による速やかな審査を受ける権利を有するものとする。ただし、第九十四条の規定の適用を妨げない。

第九十二条 争乱の際の待遇

1 一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する自国の区域内の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができる

ものとする。

第九十三条 代位

一方の締約国の投資家が、自国の法律に基づいて設立され、又は組織される保険者から保険契約、保証契約又は損害のてん補に係る契約に基づいて支払を受ける場合には、他方の締約国は、当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への譲渡を承認し、かつ、保険者が代位により当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

第九十四条 投資家と締約国との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又はその投資財産に関し、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。この条の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

2 投資紛争については、可能な限り、投資家の要請により行われる協議であつて、紛争当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）と投資家（以下この条において「両紛争当事者」と総

称する。)との間の友好的なものを通じて解決する。

3 紛争当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」という。)から書面による協議の要請があつた日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの機関又は規則の下の国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下この条において「ICSID条約」という。)によって設立される投資紛争解決国際センター(以下この条において「ICSID」という。)

(b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれかの締約国のみがICSID条約を締結している場合に限る。

(c) 特別の仲裁裁判所。この場合には、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百七十六年四月二十八日に採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁裁判所とする。

4 各締約国は、紛争投資家が、投資された投資財産に関し、投資紛争を3に規定する国際的な調停又は仲

裁に付託することに同意する。

5 4の規定にかかわらず、3に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

6 紛争投資家は、次の条件を満たす場合には、投資紛争を国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始していないこと。

(b) 紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始した場合には、紛争投資家が、当該投資紛争に係る当該手続を撤回すること。紛争投資家は、その撤回に関して、調停又は仲裁への書面による付託に当たり、いずれの締約国の法律に基づく司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関においても、この章に規定する違反に係る手続を開始又は継続する権利を放棄する旨の記述を当該付託の書面に含めなければならない。

紛争投資家は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済を求める申立て（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を開始又は継続することができる。ただし、当該申立てについては、当該調停又は仲裁が係属している間、紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする場合に限り行うことができるものとする。

7 仲裁は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締約国において行う。

8 3の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及び関係する国際法の規則に従って、投資紛争につき決定する。投資紛争が第八十六条2に基づく請求を含む場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この章の規定及び以下のものに従って決定する。

- (a) 関連する投資契約に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規
- (b) (a)に規定する法規がない場合には、次の(i)及び(ii)に規定するもの
 - (i) 該当する国際法の規則
 - (ii) 紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）

9 紛争締約国は、他方の締約国に対し、国際的な調停又は仲裁に付託された投資紛争について、当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に書面による通知を行い、及び仲裁において提出されるすべての主張書面の写しを提供する。

10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11 紛争締約国は、自国の免除を抗弁として主張してはならず、又は被った損失若しくは損害の全部若しくは一部について紛争投資家が保険契約、保証若しくは損害のてん補に基づく補償を既に受領し、若しくは将来受領する旨の事実を抗弁として主張してはならない。

12 いずれの締約国も、国際的な仲裁に付託された投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、紛争締約国が下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

13 仲裁の決定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。当該決定については、紛争締約

国の法律に従い、遅滞なく執行されなければならない。

第九十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、投資財産に投資を行っている場合について適用する。

2 サービス貿易一般協定第十四条の二1の規定は、投資された投資財産についても準用する。

3 この条の規定は、第八十六条1、第九十一条及び第九十二条の規定については、適用しない。

4 一方の締約国が1及び2の規定に基づく措置をとる例外的な場合には、当該一方の締約国は、当該措置の効力発生の前に又はその後でできる限り速やかに、次に掲げるものを他方の締約国に通報する。

- (a) 当該措置が影響を及ぼす分野及び小分野又は活動
- (b) 当該措置が影響を及ぼすこの協定の義務又は規定
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的

第九十六条 特定措置の履行要求の禁止

この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九十七条 一時的なセーフガード措置

- 1 両締約国は、国際収支を擁護するための制限を課することを避ける努力を払う。
- 2 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができる。
 - (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
 - (b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合
- 3 一方の締約国が採用し、又は維持する2に規定する制限的な措置は、次のすべての要件を満たすものとする。
 - (a) 他方の締約国の投資家に対し第三国の投資家と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

4 この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

第九十八条 信用秩序の維持のための措置

附属書六の第六条の規定は、この章の規定について準用する。

第九十九条 特別な手続

第八十七条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、居住に関する登録の要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨

げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであつてはならない。

第百条 租税に係る課税措置

1 次の規定は、各締約国の租税に係る課税措置について適用する。

(a) 第八十七条及び第八十八条の規定

(b) 当該租税に係る課税措置が第九十一条1に規定する収用を構成する限り、同条の規定

2 1(a)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(d)及び(e)の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であつて、両締約国間の二重課税の回避に関する協定の適用対象となるものについては、第八十七条の規定を援用することができない。

4 1(a)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

5 1(b)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第百一条 健康、安全及び環境に関する措置

両締約国は、健康、安全又は環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二百二条 見直し

1 投資の更なる漸進的な自由化のため、両締約国は、法的枠組み、投資環境及び両締約国の区域の間の投資の流れであつて、投資に関する他の国際協定に基づく両締約国の約束に適合するものについて、この協定の発効の日の後三年以内に、その後は一定の間隔で見直しを行う。

2 1に規定する法的枠組みの見直しには、第九十条1(c)の規定に従つて締約国が採用し、又は維持する措置についての見直しを含める。

第十章 競争

第二百三条 反競争的行為に対する措置

1 各締約国は、反競争的行為が貿易及び投資の自由化による利益を無効にし、又は侵害することがあること並びに反競争的行為が自国の市場の効率的な機能を妨げ得ることを認識して、自国の法令に従い、反競

争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2 このような措置については、透明性、無差別及び手続の公正な実施の原則に従ってとるものとする。

3 この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は制裁その他の排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいい、特に次のものを含む。

(a) 日本国の競争法令上の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法

(b) スイスの競争法令上の企業間の不法な合意及び支配的地位を有する企業による不法な慣習

第四百四条 反競争的行為に対する取組に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、両締約国の競争当局間の協力関係の進展を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、及び、これにより、各締約国の競争法令の適用に関連するすべての事項について両締約国間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減するため、反競争的行為に対する取組に関して協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第四百五条 協議

前条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上の悪影響が残っていると認める場合には、当該一方の締約国は、当該貿易上の悪影響を除去するため、他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することができる。合同委員会における協議については、

- (a) いずれかの締約国の競争当局による競争法令の執行の妥当性を検討するものであってはならない。
- (b) いずれかの締約国の競争当局が自己の権限を行使する際の独立性を侵害するものであってはならない。

第百六条 第五条1及び第十四章の規定の不適用

- 1 第五条1及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。
- 2 この章の規定に基づく情報（秘密の情報を含む。）の交換の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第十一章 知的財産

第百七条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分に於て、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、それぞれの知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a) 第百十四条から第百二十一条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連知的財産協定又は貿易関連知的財産協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3 両締約国は、知的財産に関連する国際協定であつて両締約国がこの協定の効力発生の日に締結しているもの及び両締約国について効力を生ずるその改正に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

(a) 貿易関連知的財産協定

(b) 千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで

及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）

(c) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、千九百七十九年九月二十八日に修正され並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された特許協力条約

(d) 千九百七十九年九月二十八日に修正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定

(e) 千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成され、千九百八十年九月二十六日に修正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(f) 千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のUPOV条約」という。）

(g) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択され、二

千六年十月三日に修正された議定書

(h) 千九百九十四年十月二十七日にジュネーヴで採択された商標法条約

(i) 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定

(j) 千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

(k) 千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十一日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された千八百八十六年九月九日の文学的及

び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(1) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(m) 千九百七十一年十月二十九日の許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

(n) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(o) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「実演・レコード条約」という。）

4 各締約国は、知的財産を保護するための国際的努力における次に掲げる多数国間の協定の重要性を共に認めて、まだ締約国となっていない次に掲げる多数国間の協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

(a) 二千年六月一日にジュネーヴで採択された特許法条約

(b) 二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(c) 千九百九十九年七月二日に外交会議により採択された意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーヴ決議書

第一百八条 内国民待遇

1 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含める。

第一百九条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国に対し、二重課税の回避に関する協定により第三国の国民に与える待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第一百十条 手続事項の効率性の向上

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる。

第一百一十一条 知的財産権の取得

1 各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2 各締約国は、商標出願において適用される類の下の指定された商品及びサービスの表示についての審査に関する実務を、できる限り透明性のあるものとする。

第一百十二条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従っ

て可能な範囲において、次の事項を行うために利用し得る適切な措置をとる。

- (a) 次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。
 - (i) 特許の出願及び付与
 - (ii) 実用新案及び意匠の登録
 - (iii) 商標の登録出願及び登録
 - (iv) 集積回路の回路配置の登録
 - (v) 植物の新品種の登録出願及び登録
- (b) 権限のある当局に対して国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。
- (c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第百十三条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百十四条 著作権及び関連する権利

1 両締約国が締結している国際協定に定める義務に影響を及ぼすことなく、各締約国は、自国の法令に従って、著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する十分かつ効果的な保護を与え、及び確保する。

2 各締約国は、実演家に対し、1に規定する保護に加えて、視覚的実演に関して、実演・レコード条約第五条及び第六条の規定に基づく保護を与え、及び確保する。

3 各締約国は、自国における放送機関が、少なくとも、放送を固定すること、放送の固定物を複製すること並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に当該放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を有することを確保する。

4 各締約国は、自国の国内法令において、実演家の視覚的実演についての保護及び放送機関の保護に關し、実演・レコード条約第十六条に規定するもの同一の種類の制限又は例外を、当該制限又は例外が

ローマ条約と両立する限度において規定することができる。

5 各締約国は、著作者がその財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、著作物の著作者であることを主張する権利及び当該著作物の変更、切除その他の改変又は当該著作物を害するようなその他の行為であつて、当該著作者の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有することを確保する。

6 5の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する。当該権利は、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によつて行使される。

7 5及び6の規定に基づいて認められる権利は、現に行っている聴覚的若しくは視覚的実演又はレコード若しくは視聴覚的固定物に固定された実演に関し、必要な変更を加えて実演家に認められる。

8 各締約国は、著作物に認められる一般的な保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも五十年であることを確保する。

9 各締約国は、関連する権利についての、及び自然人の生存期間に基づきその保護期間を計算しない著作

権についての保護期間が次の時期から少なくとも五十年であることを確保する。

(a) 著作物については、権利者の許諾を得た公表が行われた時（著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、その製作の時）

(b) レコードについては、権利者の許諾を得た発行が行われた時（レコードへの固定が行われてから五十年以内に権利者の許諾を得た発行が行われなかった場合には、その固定の時）

(c) 実演については、実演が行われた時

(d) 放送については、放送が行われた時

10 各締約国は、特定の種類の著作物について、保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも七十年であること、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも七十年であること又は著作物の製作から七十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも七十年であることを定める。

11 締約国は、ベルヌ条約第七条及び第七条の二に規定する免除を適用することができる場合には、この条に基づく義務を免除される。

12 一方の締約国は、他方の締約国における著作権者に対し、自国の関係法令に基づき当該著作権者の著作権が登録されているか否かにかかわらず、当該著作権の享有及び行使に関する差別的でない待遇を確保する。

第百十五条 商標

1 ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2 各締約国は、広く認識されている標章をパリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従って保護する。

3 両締約国は、周知商標の保護規則に関する共同勧告（周知商標の保護を促進するために千九百九十九年

に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び世界知的所有権機関（以下この章において「WIPO」という。）の一般総会において採択されたもの）並びにインターネット上の商標及び標識に係るその他の工業所有権の保護規則に関する共同勧告（インターネット上の標識の保護を促進するために二千一年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びWIPOの一般総会において採択されたもの）の重要性を再確認する。

4 登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用する結果として、混同を生じさせるおそれがある場合には、各締約国は、当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。この4の規定の適用上、これらの標識の「使用」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出することを含む。

5 4の規定は、少量の商品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、登録されている商標により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合には、混同を生じさせるおそれが

あると推定される。4に規定する排他的権利は、既に与えられた他のいかなる権利も害するものであつてはならず、また、両締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであつてはならない。

第百十六条 意匠

1 各締約国は、意匠（物品の部分についての意匠を含む。）に十分かつ効果的な保護を与えることを確保する。

2 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを防止する権利を有することを確保する。

3 2の規定は、少量の物品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、保護されている意匠により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。

4 各締約国は、保護期間が二十年以上であることを確保する。

第百十七条 特許

1 2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野（バイオテクノロジーの分野を含む。）の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2 各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、自国内における商業的な実施を防止する必要がある発明の特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3 各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a) 人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法（ただし、この(a)の規定は、これらの方法に用いる製品であって、物質又は組成物から成るものについては、適用しない。）

(b) 微生物以外の動植物の種類並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法

4 各締約国は、特許が特許権者に次の排他的権利を与えることを確保する。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

(b) 特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

5 各締約国は、医薬品又は植物防疫製品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。

6 5の規定の適用上、

(a) 「補償的な保護期間」とは、日本国については、特許の保護期間の延長をいい、スイスについては、

補足的保護証明書に規定する期間をいう。

(b) 「販売承認」とは、医薬品又は植物防疫製品の安全性及び適当な場合にはこれらの有効性を確保することを目的として、権限のある当局が行う承認その他の処分であつて、各締約国の関係法令に規定するものをいう。

(c) 補償的な保護期間は、次の期間とする。

(i) 日本国については、特許権者が求める延長の期間に等しい期間。ただし、補償的な保護期間が、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間又は日本国の法令により定める最長期間のいずれの期間も超えないことを条件とする。この協定の効力発生の日において、日本国の関係する法律による当該最長期間は五年間と定められる。

(ii) スイスについては、特許出願の出願日と製品の販売承認の日との間に経過した期間から五年間を減じた期間に等しい期間。補償的な保護期間の最長期間は、五年間を下回らない期間とする。

第百十八条 植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品

種に対して与える。

第百十九条 地理的表示及び関連する表示

1 各締約国は、この条の規定に従って、地理的表示及び関連する表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

2 この章の規定の適用上、

(a) 「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国又は当該締約国内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(b) 「関連する表示」とは、次の表示をいう。

(i) サービスの特定又は提示における表示であつて、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれら構成されるもの（以下この条において「サービスの表示」という。）

(ii) 締約国の国名、スイスの州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章

3 (a) 地理的表示に関し、各締約国は、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を

確保する。

(i) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的場所を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用

(ii) パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

(iii) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示の使用であつて、当該地理的表示により表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

注釈 この条のいかなる規定も、この(iii)の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。両締約国は、この(iii)の規定に関し、司法手続に代えて行政上の措置による実施を定めることができる。

(b) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、サービスの表示を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(c) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて、自国若しくは他方の締約国の国名又はスイスの州名を使用することに關し、利害關係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(d) 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名が翻訳された上で使用される場合若しくはこれらが「種類」、「型」、「様式」、「方法」、「模造品」、「手法」その他類似の表現を伴う場合においても、そのような使用が(a)から(c)までのいずれかの規定に該当するときは、利害關係を有する者がそのような使用を防止するための法的手段を確保する。この(d)の規定については、締約国の地理的場所を示す図形の記号が、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて使用される場合についても、適用する。

(e) (i) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害關係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか、又は地理的表示から構成される商標の登録であつて、当該地理的表示により表示されている領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し、又は無効と

することを確保する。ただし、当該締約国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、(a)(i)若しくは(ii)に規定する状況又は(d)に規定する状況 (a)(i)又は(ii)の規定に該当する場合に限る。)に該当する場合に限る。

(ii) 各締約国は、職権により (当該締約国の法令により認められる場合に限る。) 又は利害関係を有する者の申立てにより、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名を含み、又はこれらから構成される商標であつて、その使用が(b)及び(c)に規定する状況並びに(d)に規定する状況 (b)又は(c)の規定に該当する場合に限る。)に該当するものの登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該商標が、自国の関係法令に規定する態様で公衆を誤認させる場合に限る。

(f) この条の規定により与えられる保護は、締約国を原産地とする商品が輸出されようとしている場合についても、適用する。

(g)(i) 各締約国は、パリ条約第六条の三の規定に基づく義務に従つて、他方の締約国の国の紋章、旗章その他の国の記章が商標又は商標の構成部分として使用又は登録されないことを確保する。

(ii) 各締約国は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第五十三条2の規定に基づく義務であつて、商標若しくは商業上の標章としてであるとはその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で、又はスイス人の国民感情を害するおそれのある状態で、私人、団体又は商社がスイスの紋章又はそれを模倣した記章を使用することを常に禁止しているものを再確認する。

(iii) 各締約国は、他方の締約国の国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章については、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で使用してはならないことを確保する。

4 各締約国の関係当局による手続（行政手続か司法手続かを問わない。）において、この条に規定する保護に関し、一方の締約国により附属書十に掲げられている表示は、他方の締約国の関係当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、これらの表示が当該一方の締約国によりこの条に規定する地理的表示として保護されていることの情報源となる。

5 (a) 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、合同委員会において、当該一方の締約

国又は他方の締約国の国内において保護を受けるに至った地理的表示を含めることにより附属書十の表を更新するため、附属書十についての見直しを行う。

(b) (a)の規定に従って提案される修正は、第五百五十二条2の規定に従ってこの協定に組み込まれる。

6 両締約国が締結している国際協定に定める権利及び義務に影響を及ぼすことなく、貿易関連知的所有権協定第二十四条3から9までの規定は、地理的表示に関連してこの条の規定について適用し、また、関連する表示に関連してこの条の規定について準用する。

第二百二十条 不正競争

1 各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引

上の虚偽の主張

- (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- (d) 次のことにより他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為
 - (i) 商品等表示であつて、消費者その他の購買者の間で当該他の者の商品等表示であることが広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用すること。
 - (ii) そのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供すること。
- (e) 自己の商品等表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
- (f) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（当該形態が商品の機能を確保するために不可欠なものである場合を除く。）

(g) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

(h) 商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく行う次の行為

(i) 当該商標権者の商標と同一又は類似の商標を当該商標権者の権利に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用する行為

(ii) 当該商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

(iii) 当該商標権者の権利に係るサービスと同一又は類似のサービスを提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

3 この条の規定の適用上、「商品等表示」とは、ある者の業務に関して使用される氏名若しくは名称、商

号、商標、標章、商品の容器若しくは包装又はある者の商品若しくは営業についての他の表示をいう。

4 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第二百一十一条 販売承認手続における試験データの取扱い

1 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された試験データその他のデータについて、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間においては、利用又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により六年以上と定められる。

2 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って、次のことのいずれかを確保する。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、利用又は参照することを防止

すること。

- (b) 販売承認の申請者が、同じ製品に関して先行する申請があつた場合においても、当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、原則として試験データの一式すべてを提出することを要求すること。

第二百二十二条 権利行使に関する一般規定

各締約国は、次のことを行うよう努める。

- (a) 不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。
- (b) 利用可能な資源の範囲内で、知的財産権の行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、及び共同行動を円滑にすること。

第二百二十三条 国境措置に係る権利行使

- 1 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の関税地域を通過しようとしている物品であつて、少なくとも特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を職権により国

境で停止することに関する手続を定める。

2 この条の規定の適用上、

(a) 「輸出」には、再輸出を含む。

(b) 「通過」とは、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約に定義する積替え及び保税運送をいう。

3 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の法令に規定する場合には自国の関税地域を通過しようとしている物品であつて、少なくとも1に規定する権利を侵害するものの解放を権利者の申立てに基づき国境で停止することに関する手続を定める。

4 1及び3の規定に基づく自国の関税地域への輸入、自国の関税地域からの輸出及び自国の法令に規定する場合には自国の関税地域における通過に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の氏名又は名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。当該権限のある当局は、当該物品の製造者の氏名又は名称及び住所についての情報が通関手続の過程で明らかになっていると認める場合には、当該氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。

5 各締約国は、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であつて権限のある当局により侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び当該物品が自国の法令に従つて廃棄されることを確保する。

6 各締約国は、権利者が、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であつて侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担する必要があることを確保する。

7 各締約国の権限のある当局は、権利者が、適当な場合であつて自国の法令が許容する限度において、3の規定に基づき解放を停止された物品の見本を当該権利者の費用負担によつて分析することができるようにする。

8 各締約国は、異議がない場合において自国の法令に定める条件に従つて用いられる簡易な手続であつて、権限のある当局が解放を停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する。

第二百二十四条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて当該権利者が被つた損害を補償するために適当な

賠償を請求する権利を有することを確保する。

2 この条の規定の適用上、「権利者」には、不正競争行為を防止する各締約国の法令により保護される利益を有する者を含める。

3 故意又は過失による権利者の知的財産権の侵害に起因する損害の賠償を当該権利者が侵害者に対し請求する場合には、適用可能な場合には、実際の損害を計算することができるか否かを問わず、例えば次の要素を考慮に入れて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる。

(a) 実際に第三者に譲渡された物品であつて、権利者の知的財産権を侵害するものの数量及び侵害行為がなければ権利者により販売することができたであろう物品の単位数量当たりの利益の額

(b) 侵害行為により侵害者が獲得した利益の額

(c) 権利者の知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額

4 各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産権の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従つて可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

第二百二十五条 刑事上の制裁に係る権利行使

1 各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる次の行為に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a) 特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権、著作権若しくは関連する権利又は植物の新品種に関する権利の侵害

(b) 集積回路の回路配置に関する権利の侵害

(c) 第二百十条4に規定する開示されていない情報の開示（自国の法令に規定する範囲に限る。）

(d) (i) 第二百十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為

(ii) 第十九条3(a)(i)及び(ii)並びに同条3(b)から(d)までに規定する地理的表示及び関連する表示の使用（ただし、同条3(d)に規定する使用については、同条3(a)(iii)の規定が適用されない場合に限る。）

(iii) 第十九条2(g)(i)及び(ii)に規定する地理的表示及び関連する表示の使用（自国の法令に規定する範囲に限る。）

2 物品を輸入し、輸出し、又は通過させる行為であって、1(a)又は(d)に規定する行為を構成するものは、

1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象とする。第二百二十三条2の規定は、この2の規定について適用する。

3 各締約国は、自国の法令が許容する場合には、1(a)、(b)及び(d)に掲げる犯罪であつて、企業の活動に関連して又は商業的規模で行われるものに対する一層嚴重な又は別個の刑罰を定める。

4 各締約国は、特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権若しくは植物の新品種に関する権利に対し、故意により商業的規模で行われる侵害の場合又は故意により商業的規模で行われる第二百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為（自国の法令に規定する範囲に限る。）の場合については、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5 各締約国は、次の行為が組織的な犯罪集団により行われる場合には、自国の司法当局が犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産を自国の法令に従つて没収する権限を有することを確保する。

(a) 特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害

(b) 知的財産権の侵害に関連する関税法上の違反

6 各締約国は、特定の商品について自国で登録されている商標と同一の商標又はその基本的側面において当該登録されている商標と類似の若しくは識別できない商標を付されるラベルが、当該登録されている商標の指定商品又は当該指定商品と類似の商品に使用されることが意図されている場合には、当該ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める。

第二百二十六条 インターネット・サービス・プロバイダ

1 各締約国は、知的財産権を侵害するコンテンツから権利者の権利を保護するに当たりインターネット・サービス・プロバイダが権利者と協力することを奨励するため、インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張を当該権利者が当該インターネット・サービス・プロバイダに対して行う場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダにより関係当事者が従うべき手続が遵守されていることを条件として、当該インターネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める。

2 各締約国は、権利者が自己の知的財産権を侵害するものと正当な理由をもって主張するコンテンツにつ

いてインターネット・サービス・プロバイダに対し有効な通知をした場合には、当該権利者が情報送信者の身元関係事項に関する情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるとする。

第二百二十七条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。そのような協力に当たっては、知的財産に関する事項についての両締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含めるものとする。

2 両締約国は、知的財産権に関する調和、管理及び行使に関する将来の国際条約に関連する活動並びに世界貿易機関及びWIPOを含む国際機関における活動についての協力を努める。

3 第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第二百二十八条 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条に

において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
- 3 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第二百二十九条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二章 政府調達

第三百十条 現行の権利及び義務

1 政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）によって規律する。

2 この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、改正された政府調達協定又は当該他の協定が両締約国について効力を生ずる日から、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

3 第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第三百十一条 照会所

各締約国は、政府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の政府当局を照会所として指定する。

(a) 日本国については、外務省

(b) スイスについては、連邦経済省経済事務局

第三百三十二条 追加的な交渉

1 両締約国は、各締約国の政府調達に関する相互の理解を高め、当該制度を効果的に実施し、並びに一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者によるアクセスを更に増進し、及び拡大させるため、合同委員会において協議する。

2 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、政府調達協定に従って他方の締約国に与える利益に追加して政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該利益を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始する。

第十三章 経済関係の緊密化

第三百三十三条 基本原則

1 両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、両締約国の産業界による貿易及び投

資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。

- 2 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の産業界の利益とする目的で、両締約国間の経済関係を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとる。

第三百三十四条 経済関係の緊密化に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 両締約国間の経済関係を緊密化するための方法及び手段について討議すること。
- (b) 両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化する可能性について討議すること。

- (c) 二国間の貿易及び投資を促進する活動の分野において、政府間及び産業界の間の協力の可能性について討議すること。

- (d) 経済関係の緊密化に関連するその他の問題について討議すること。

- (e) 合同委員会に対し、小委員会の所見を報告し、及び両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。
 - (f) 適当な場合には、(e)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。
 - (g) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 3
- (a) 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
 - (b) 小委員会のすべての行動については、両締約国間の合意に基づくものとする。
 - (c) 小委員会は、両締約国の合意に基づき、両締約国の産業界その他の産業に関連する団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
 - (d) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
 - 4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
 - 5 小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第四百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、この章の規定の実施に関し、実施取極第四章で定める任務を遂行する。

第三百三十六条 次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十四章 紛争解決

第三百三十七条 一般規定

両締約国は、この協定の解釈及び適用に関するいかなる問題についても、協力、専門家の間の協議その他この協定に規定する手段を通じて相互に満足すべき解決を得るために常に努力を払う。

第三百三十八条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行った締約国がこの章の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第三百三十九条 協議

1 一方の締約国は、他方の締約国がとつた措置がこの協定に反し、又はこの協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が当該措置によつて侵害され、若しくは無効にされていると認める場合には、当該他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。協議を要請する締約国は、要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速かつ満足すべき解決のため、その要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する問題の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第四百十条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手續の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3 あっせん、調停又は仲介に係る手續及びこれらの手續において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手續においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第四百十一条 仲裁裁判所の設置

1 第三百二十九条の規定に基づいて協議を要請した締約国であつて申立てを行うものは、次のいずれの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a) 同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する問題の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が当該協議を開始しない場合

- (b) 同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合
- 2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。仲裁裁判所に対しては、裁定の実施方法についての提案を裁定に添付するよう要請することができる。
- (a) 問題となっている特定の措置
- (b) 申立ての法的根拠（適当な場合には、違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）
- 3 仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する三人の仲裁人により構成する。
- 4 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

5 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6 いずれかの締約国が4の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、必要な任命については、いずれかの締約国の要請により常設仲裁裁判所の事務総長が当該要請の後三十日以内に行うものによらなければならない。

7 仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

第四百四十二条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 同条2の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討する。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d) 同条2の規定により申立てを行った締約国が要請する場合には、両締約国が第四百四十五条との関連において考慮する裁定の実施方法についての提案を裁定に添付する。

(e) 両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるために、必要に応じて両締約国と協議すべきである。

2 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第四百三十三条 仲裁裁判手続

1 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、仲裁裁判手続を日本国又はスイスのいづれにおいて行うかを決定するものとし、また、申立てを行った締約国は、事務局の役務を提供する。仲裁裁判手続、仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。

2 仲裁裁判は、非公開とする。いづれかの締約国が異議を申し立てない限り、口頭陳述は、公開とする。

3 仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び8に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

4 3の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができない。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、こ

れを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合に
は、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密で
ない要約を提出する。

5 各締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論の
ための意見書を提出する機会を有する。仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国
に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるも
のとする。

6 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の
一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

7 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約
国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対す
る回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

8 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討する

ことができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

9 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

10 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

11 仲裁裁判所の裁定は、公表する。

第四百四十四条 仲裁裁判手続の停止又は終了

1 両締約国は、裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間はその合意の日の後十二箇月を超えないものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争について検討する根拠を失う。

2 両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第四百五十五条 裁定の実施

1 申立てを受けた締約国は、第四百十三条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、裁定にその実施方法についての提案が添付される場合には当該提案を考慮に入れて、当該裁定を実施するための方法及び期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された方法又は期間が受け入れられないと認める場合には、その問題についての相互に満足すべき解決を得るため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき解決について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための合理的な方法又は期間について決定する。仲裁裁判所の決定は、その問題が仲裁裁判所に付託された日の後十五日以内に示されるものとする。

3 申立てを受けた締約国は、裁定を実施できないと認める場合には、裁定が下された日の後二十日以内に

申立てを行った締約国に通報した上で、相互に満足すべき代償について合意するため、協議を開始する。その通報の日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを受けた締約国が2の規定に従って裁定を実施するための方法及び期間を通報しない場合又は申立てを受けた締約国が2の規定に従って特定された期間内に裁定を実施していないと申立てを行った締約国が認める場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5 3又は4に規定する通報は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止が開始される時及びこの協定に基づくいかなる譲許その他の義務の適用が停止されるかを示すものとする。当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

- (a) 当該通報の日の後三十日が経過した後に行うこと。
- (b) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間

においては、行わないこと。

(c) 裁定が実施されない程度に相当する利益に限定されること。

(d) この協定の規定の違反又はこの協定に基づく利益の無効化若しくは侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、3又は4の規定による通報が受領された日の後十日以内に、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この6の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。仲裁裁判所は、当該問題が付託された日の後十五日以内に判断を下す。この協定に基づく譲許その他の義務の適用については、仲裁裁判所が当該判断を下すまでは、停止してはならない。

7 3又は4の規定による通報の後に行われるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止については、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されなければならない。

8 締約国は、仲裁裁判所に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の停止の後にとられた措置であつて、裁定を実施するためのものが当該裁定に従っているかについて、及びその判断に照らして当該譲許その他の義務の停止が終了され、又は修正されるべきかについて、判断を下すよう要請することができる。仲裁裁判所は、その要請があつた日の後十五日以内に判断を下す。

9 この条の規定による仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱つた仲裁裁判所の仲裁人により構成する。当該仲裁人のいずれかがこの条の規定による仲裁裁判所の仲裁人となることのできない場合には、当該仲裁人は、第四百四十一条4から6までの規定に従つて任命される仲裁人と交代する。

第四百四十六条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第四百四十七条 その他の規定

この章に規定するいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第十五章 協定の運営

第四百四十八条 合同委員会

1 両締約国は、ここに両締約国の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
- (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び特別作業部会の作業を監督し、及び調整すること。
- (d) この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。
- (e) 第二十四条及び附属書二の第二十八条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び

原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること。

- (f) 必要に応じて、(e)に規定する運用上の手続規則の見直し及び改正を行うこと。
 - (g) この協定の運用に必要な決定を採択すること。
 - (h) 両締約国が合意するその他の任務及びこの協定に規定するその他の任務を遂行すること。
- 3 合同委員会は、小委員会又は特別作業部会を設置し、自己の任務の遂行を補助させることができる。小委員会又は特別作業部会の権限は、この協定に特段の規定がある場合を除くほか、合同委員会が定める。
 - 4 合同委員会は、その手続規則を定める。
 - 5 合同委員会は、両締約国が合意する場所において、原則として二年ごとに会合する。一方の締約国は、緊急の場合には、合同委員会の特別会合の開催を他方の締約国に対し書面により要請することができる。そのような要請があつた場合には、両締約国は、三十日以内に当該特別会合を開催するようすべての努力を払う。1の規定にかかわらず、合同委員会の特別会合は、適切ないかなる地位の者でも開催することができる。

第四百四十九条 両締約国間の連絡

1 各締約国は、この協定に関連するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、この協定

の効力発生の日に、連絡部局を指定する。

2 1に規定する連絡については、英語で行う。

第十六章 最終規定

第五百十条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五百十一条 附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第五百十二条 改正

1 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2 国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、次に掲げる分野についての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

- (a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、附属書一の規定に従つて他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）
- (b) 附属書一の付録一の別添一に規定するナチュラルチーズの表（ただし、同別添一3の規定による協議の結果として行われる改正又は同別添一4の規定に従つて行われる改正に限る。）
- (c) 附属書二の付録一から付録三まで
- (d) 附属書三の付録二
- (e) 附属書十

第五百三十三条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第五百五十四条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を

終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

中曾根弘文

スイス連邦のために

ドリス・ロイタード